ご注意！

**住民税通知書にマイナンバー**

**が勝手に記載される!?**

５月より住民税特別徴収税額通知書（下図）が順次発送されています。

以下の自治体の場合、マイナンバーを預かっていない従業員の分まで、勝手

に記載されます。番号法にも憲法にも違反する重大な問題です。



**マイナンバーが**

**ここに…**

【マイナンバーを記載する大阪の自治体】

**大阪市、豊中市、茨木市、島本町、摂津市、枚方市、交野市、柏原市**

**松原市、千早赤阪村、堺市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市**

＊大阪市の場合は、通知書には番号記載しないが、別途マイナンバーを記載した用紙を郵送。

＊他府県の自治体については、そこへ直接お問い合わせください。

【マイナンバーを記載すると何が問題？】

**①事業者は、番号を預かると厳重管理が求められ、漏らせば刑事罰に**

**②従業員にとっては、番号が勝手に知られ、プライバシー権の侵害**

**③番号を記載する法的根拠がないので、自治体の行いは違法**

**どうしよう…お悩みの方は民商へ**

****